

防災地域建設委員会資料

条 例 案

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕 | 1 |
| 2 | 島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |

予 算 案

- | | | |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 3 号）〔関係分〕 | 4 |
| 2 | 令和 7 年度島根県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号） | 5 |

報告事項

- | | | |
|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて | 8 |
| 2 | 令和 6 年度市町村決算の概要等（速報）について | 1 1 |

【第117号議案】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕

1. 改正の趣旨

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 改正対象条例、規則

- (1) 島根県手数料条例
- (2) 島根県立しまね海洋館条例
- (3) 島根県中山間地域研究センター条例
- (4) 島根県中山間地域研究センター条例施行規則

3. 主な改正項目

(1) 使用料・手数料の額の見直し

ア 指定管理施設の使用料

施設名	項 目	改定前	改定後
しまね海洋館	入館料（大人）	1,560 円	1,710 円
アクアス	入館料（小中高）	510 円	560 円

※利用料金制度を導入しており、条例で定める金額の±20%の範囲内で指定管理者が、別途定めるため、実際の料金とは異なる場合がある。

イ 試験研究機関の分析手数料・使用料

施設名	項 目	改定前	改定後
中山間地域	木材実大強度試験（曲げ試験）	8,410 円	11,500 円
研究センター	大会議室（午前9時から午後5時まで）	16,160 円	17,700 円

ウ その他の手数料

項 目	改定前	改定後
政治資金規正法関係（少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付）〔CD-Rに複写したものの交付〕	CD1枚 130 円 （用紙1枚ごとに10円を加算）	CD1枚 140 円 （用紙1枚ごとに10円を加算）

(2) 一斉見直しに伴って行う項目の廃止及び新設

ア 廃止項目

- (ア) 政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しをフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付に係る手数料
- (イ) 中山間地域研究センターにおける土壌分析及び農業用水分析に係る手数料

イ 新設項目

- (ア) 政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しをDVDに複写したものの交付に係る手数料
- (イ) 政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体の代表者による確認書の写しの交付に係る手数料
- (ウ) 政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書（支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書）の写しの交付に係る手数料

4. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

ただし、次に掲げる項目については、それぞれ以下に定める日から施行する。

- ・ 3の(2)のアの(ア)及びイの(ア)については、公布の日から施行
- ・ 3の(2)のイの(イ)及び(ウ)については、令和8年1月1日から施行

【第118号議案】

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

- (1) 最近の物価変動等に鑑み、ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の改正に準じて、島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げ
- (2) ポスターの規格を統一し、これに伴い個人演説会告知用ポスターを廃止する公職選挙法の改正に伴う規定の整理

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ビラの作成単価の限度額（1枚当たり）（1(1)関係）

区 分	現 行	改正後
50,000枚以下	7円73銭	8円38銭
50,000枚超	$\frac{5円18銭 \times (枚数 - 50,000) + 386,500円}{ビラ作成枚数}$	$\frac{5円62銭 \times (枚数 - 50,000) + 419,000円}{ビラ作成枚数}$

(2) 選挙運動用ポスターの作成単価の限度額（1(1)関係）

[ポスター掲示場数が500以下の場合]

区 分	作成単価の限度（1枚当たり）
現 行	$\frac{541円31銭（印刷単価） \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円（企画費）}{\text{ポスター掲示場数}}$
改正後	$\frac{586円88銭（印刷単価） \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円（企画費）}{\text{ポスター掲示場数}}$

[ポスター掲示場数が500を超える場合]

区 分	作成単価の限度（1枚当たり）
現 行	$\frac{28円35銭（印刷単価） \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円 \{ (企画費) + (500枚分の印刷費) \}}{\text{ポスター掲示場数}}$
改正後	$\frac{30円73銭（印刷単価） \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円 \{ (企画費) + (500枚分の印刷費) \}}{\text{ポスター掲示場数}}$

(3) 選挙運動用ポスターの規格の統一（1(2)関係）

区 分	県議会議員	知事	
現 行	選挙運動用ポスター 長さ42cm×幅30cm以内	選挙運動用ポスター 長さ42cm×幅30cm以内	作 合 成 わ 可 せ 能 て
	—	個人演説会告知用ポスター 長さ42cm×幅10cm以内	
改正後	選挙運動用ポスター <u>長さ42cm×幅40cm以内</u>		

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行。ただし、2(3)は、令和8年1月1日から施行
- (2) (1)の施行期日以後その期日を告示される島根県議会議員及び島根県知事の選挙から適用

【第100号議案】

令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 3 号） [関係分]
（令和 7 年度 9 月補正予算・9 月 10 日提案分）
[地 域 振 興 部]

【 歳 出 】

（単位：千円）

課名・事業名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A) + (B)	内容など
地域政策課	528,344	23,186	551,530	
人件費 一般職給与	342,348	23,186	365,534	一般職 42人 [財源] 県 23,186
しまね暮らし推進課	1,353,905	6,052	1,359,957	
人件費 一般職給与	75,453	2,012	77,465	一般職 10人 [財源] 県 2,012
県立しまね海洋館管理運営事業費	400,289	4,040	404,329	物価高騰などの状況を踏まえ、指定管理料の 予算を増額 [財源] 県 4,040
中山間地域・離島振興課	353,667	▲ 6,276	347,391	
人件費 一般職給与	93,400	▲ 6,276	87,124	一般職 12人 [財源] 県 ▲6,276
市町村課	1,258,487	4,169	1,262,656	
人件費 一般職給与	123,702	4,169	127,871	一般職 19人 [財源] 県 4,169
交通対策課	2,887,095	37,072	2,924,167	
人件費 一般職給与	135,753	3,868	139,621	一般職 17人 [財源] 県 3,868
萩・石見空港路線維持事業費	201,958	24,000	225,958	乗客数の更なる増加を図るため、冬季の旅行 商品造成支援の予算を増額 [財源] 県 24,000
離島航空路線運航費補助事業費	67,188	9,204	76,392	運賃引き上げに伴い、島民負担が増加しない ように、新幹線並みまで運賃を引き下げるた めの予算を増額 [財源] 国 6,532 県 2,672
地 域 振 興 部 合 計	6,381,498	64,203	6,445,701	[財源] 国 6,532 県 57,671
人件費 一般職給与	770,656	26,959	797,615	一般職 100人 [財源] 県 26,959

【第103号議案】

令和7年度島根県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）

市町村課

【歳入】

（単位：千円）

款 項	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A) + (B)	内容など
1 市町村振興資金収入	5,881,192	743,736	6,624,928	
1 諸収入	303,022	▲ 1,498	301,524	令和6年度貸付利子確定による 貸付金元利収入の減
3 繰越金	5,578,170	745,234	6,323,404	

【歳出】

（単位：千円）

款 項	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A) + (B)	内容など
1 市町村振興資金	5,881,192	743,736	6,624,928	
5 予備費	4,664,154	743,736	5,407,890	

萩・石見空港路線維持事業 (萩・石見空港利用促進事業)

【交通対策課】

1. 事業概要

萩・石見空港東京線の2便運航の継続に向け、乗客数の更なる増加を図るため、冬季における旅行会社による旅行商品造成を支援

2. 事業内容

萩・石見空港利用拡大促進協議会（事務局：益田市）が実施するイン対策として、集客力と販売実績のある大手旅行会社に対し、冬季における首都圏からの団体旅行商品造成を支援

（主な取組）

- ① 平日の利用も見込める高齢者の会員を中心に、ツアー情報を直接郵送
- ② 旅行会社の会員を対象とした、メールやLINEなどを活用してツアー情報や募集案内を直接発信
- ③ 従来の旅行商品と差別化を図り、特別感のある旅行商品の造成
 - ・旅行の目的地を当日まで明示しないミステリーツアー
 - ・のどぐろや島根和牛をはじめとした山陰の食を満喫するツアー など

3. 補正予算額

24,000千円（現計予算額 198,312千円）

（参考）

政策コンテストに掲げるR7年度目標値 149,000人

リスク分担制度の基準値 145,000人

萩・石見空港 東京線利用者数

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	8月末計	年度計
R6年度利用実績	8,994	11,746	11,488	10,455	12,717	55,400	135,694
R7年度利用実績	9,602	11,631	10,002	10,565	14,987	56,787	-

※夏季対策として大手旅行会社と連携した積極的な誘客対策を実施し、8月には利用者が増加

離島航空路線運航費補助事業 (隠岐航空路運賃低廉化事業)

【交通対策課】

1. 事業概要

隠岐―出雲線について、有人国境離島法に基づく国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐地域の住民が継続的に居住できるよう航空路運賃の低廉化を図る。

2. 事業内容

- (1) 実施主体 隠岐4町村
- (2) 対象路線 隠岐―出雲路線（運航事業者：日本エアコミューター（以下「JAC」））
- (3) 負担割合 国 55/100、県 22.5/100、町村 22.5/100
- (4) 実施内容 JAC による離島割引運賃を新幹線並み運賃（※）に引下げ

※新幹線並み運賃: 39 円/km × 運行経路: 143km = 5,577 円 ⇒ 5,600 円

3. 経緯

- ・R7.4.1 から、JAL グループ全体が普通運賃を引上げ（18,040 円→19,690 円）
- ・R7.7.1 から、JAC が離島割引運賃を引上げ（11,450 円→12,500 円）
- ・引上げにより島民負担が増加しないよう、国の交付金を活用し、新幹線並み（5,600 円）まで運賃を引き下げるための支援を増額

<隠岐―出雲間の運賃>

	改定前	改定後	増減額
①普通運賃	18,040 円	19,690 円	1,650 円
②JAC による割引額	6,590 円	7,190 円	600 円
③離島割引運賃（①－②）	11,450 円	12,500 円	1,050 円
④島民負担額	5,600 円	5,600 円	0 円
⑤交付金等（行政負担額）（③－④）	5,850 円	6,900 円	1,050 円

<事業費の内訳>

(単位：千円)

	総事業費	県予算			町村 (22.5%)
			国 (55%)	県 (22.5%)	
R7 当初予算	78,098	60,525	42,953	17,572	17,573
R7 執行見込額	89,974	69,729	49,485	20,244	20,245
R7.9 補正額	11,876	9,204	6,532	2,672	2,672

4. 補正予算額 9,204 千円（現計予算額 60,525 千円）

生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて

1. 最高裁判決

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）

法制度の趣旨に照らせば、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

【理由】

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における給付金支給制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにある。
- ・ そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

2. 国の動向

- (1) 本判決を受け、内閣官房が各府省庁に対して「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一、又は類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討、その方向性について報告するよう要請
- (2) 24の法令について、同性パートナーが「含まれ得る」と整理し公表（令和7年1月）
※「更なる検討を要する」とされた法令についても個別の制度における解釈・運用における課題もある一方、法令が適用されるか否かの予測可能性を確保する観点から、早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示

3. 県の対応・方針

- (1) 配偶者を対象としている県制度等について、配偶者に事実婚を含み、上記判旨に鑑み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度

	項 目	制度所管課
1	わくわく島根生活実現支援事業	しまね暮らし推進課

- (2) 今後の対応、スケジュール等
 - ・ 当該事業における支給要件が「単身世帯」か「2人以上の世帯」であり、「2人以上の世帯」には同性パートナーも対象となることから、要綱等の改正は行わず、改めて市町村等へ周知する
- (3) 県の他の制度も含めたホームページでの公表時期
令和7年11月1日

最高裁判所判決（令和6年3月26日）抜粋

- ・ 犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

(判旨)

以上のとおり、犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるものというべきである。【原文4(1)】

犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記のとおりであることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。【原文4(2)】

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。【原文4(3)】

※法律の改正経過

昭和55年制定

平成13年法律第30号〔第一次改正〕

平成20年法律第15号〔第二次改正〕

裁判長裁判官	林 道晴
裁判官	宇賀克也
裁判官	長嶺安政
裁判官	渡邊恵理子
裁判官	今崎幸彦

令和6年度市町村決算の概要等（速報）について

【 】内は対前年度比

普通会計決算

1. 概況

- 歳入規模は、繰越金の減があったが、地方交付税、繰入金、地方債の増等により全体として増加
- 歳出規模は、繰出金の減があったが、扶助費、人件費、補助費等の増等により全体として増加
- 財政構造は、経常収支比率は増、積立金現在高比率は減となりそれぞれ悪化したが、地方債現在高比率は減となり改善

2. 決算規模

- 歳入は5,052億円で2年連続対前年度プラス【+2.3%】
- 歳出は4,940億円で2年連続対前年度プラス【+2.6%】

3. 歳入・歳出の状況

<主な歳入>

- 地方交付税 + 47億円【+ 3.1%】…普通交付税及び特別交付税の増
- 繰入金 + 33億円【+18.8%】…財政調整基金及び減債基金等の増
- 地方債 + 29億円【+ 6.0%】…過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債等の増
- 繰越金 ▲ 28億円【▲18.7%】…決算剰余金の減

<主な歳出>

- 扶助費 + 50億円【+ 5.6%】…私立保育所運営費及び児童手当等の増
- 人件費 + 43億円【+ 6.4%】…人事院勧告に基づく給与改定等による増
- 補助費等 + 39億円【+ 5.8%】…広域連合等への負担金等の増
- 繰出金 ▲ 35億円【▲ 9.6%】…下水道事業の法適化等による減

4. 財政構造

- 経常収支比率 91.9%【+0.8ポイント】…人件費及び補助費等の増
- 地方債現在高比率 205.8%【▲5.2ポイント】…地方債残高の減
- 積立金現在高比率 42.5%【▲1.9ポイント】…減債基金等の減

公営企業会計決算

1. 概況

- 公営企業数は、140企業（法適119企業【+45企業】、法非適21企業【▲45企業】）で、うち41企業（法適40企業、法非適1企業）が赤字となっている

2. 法適用企業

- 全体で12億円の純損失【▲21億円】、累積欠損金は38企業で241億円【+29億円】
- 病院事業では、全12病院のうち8病院に累積欠損金あり

3. 法非適用企業

- 全体で収益的収支の収支差引は5億円【▲27億円】
- 主な減少理由は、下水道事業の法適化【▲28億円】

4. 一般会計等からの繰入金

- 293億円【▲3億円】
[内訳：法適用企業286億円、法非適用企業7億円]

5. 企業債現在高

- 2,848億円【▲77億円】
[内訳：法適用企業2,797億円、法非適用企業51億円]

財政健全化法に基づく健全化判断基準等

1. 概況

- すべての指標において、早期健全化基準（経営健全化基準）をクリアし、実質公債費比率及び将来負担比率とも年々改善傾向にあるものの、依然として全国平均と比べて高い状況にある

2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率

- なし

3. 実質公債費比率

- 平均：10.4%【▲0.5ポイント】
- 早期健全化基準を超えている団体：なし

4. 将来負担比率

- 平均：83.7%【▲0.5ポイント】
- 早期健全化基準を超えている団体：なし

5. 資金不足比率

- 対象会計数：69
- 資金不足会計数：2
- 経営健全化基準を超えている会計：なし

課題への取組状況

- 県内市町村は、人件費の増加や物価高騰の影響を受ける中、公共施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況であり、以下の取組などを行い改善を図っている
 - ・ 将来負担を減らし健全な財政運営を行うため、地方債の繰上償還や新規地方債の発行抑制
 - ・ 一般財源確保に向け、交付税算定の見直しなど国に対する働きかけ
 - ・ 公営企業の経営の健全化や効率化のため、地方公営企業法の適用、水道事業・下水道事業の広域化・共同化に向けた検討、公立病院経営強化プランの推進
- 県としては、市町村の自主性や主体性を尊重しつつ、適切な財政運営が行われるよう、引き続き情報提供・相談対応・助言を行っていく